

島田市蓬莱橋イベント広場等使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、河川敷地の占用の許可を受けて蓬莱橋小公園に設置する蓬莱橋イベント広場等（以下「蓬莱橋イベント広場等」という。）を活用するため、イベント広場等の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 蓬莱橋イベント広場等の使用時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用の承認)

第3条 蓬莱橋イベント広場等を使用しようとするものは、あらかじめ蓬莱橋イベント広場等使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、蓬莱橋イベント広場等使用承認書（様式第2号）により、当該申請をしたものに通知するものとする。

3 市長は、蓬莱橋イベント広場等の適正な活用のため必要があると認めるときは、前項の規定による承認に際し、条件を付し、又は指示することができる。

(承認の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、蓬莱橋イベント広場等の使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 島田市のイメージを損なうおそれがあるとき。
- (3) 政治的又は宗教的活動に利用しようとするとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 蓬莱橋イベント広場等の管理及び運営上支障があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が蓬莱橋イベント広場等の使用を不相当と認めるとき。

(活動の種類)

第5条 蓬莱橋イベント広場等において行うことができる活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) マルシェ、物産展等の不特定多数の者の飲食、買物等の場の用に供すること。
- (2) コンサート、パフォーマンス等の不特定多数の者を対象に興行を行うこと。
- (3) 公告物又はこれに類する物の表示及び情報発信を行うこと。
- (4) 展示会、集会、イベントその他これらに類する催しを行うこと。
- (5) 公益的な募金その他これに類する行為を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その活動が適当であると市長が認める活動

(変更の承認)

第6条 第3条第2項の規定による承認の通知を受けたもの（以下「使用者」とい

う。)が、承認を受けた内容の変更をしようとするときは、蓬莱橋イベント広場等使用変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、蓬莱橋イベント広場等使用変更承認書(様式第4号)により、当該申請をしたものに通知するものとする。

3 第4条の規定は、前項に規定する審査について準用する。

(使用の承認の取消し)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用の承認を取り消すことができる。この場合において、当該使用者に損害があっても、市は、その責めを負わない。

(1) 第3条第3項に規定する条件又は指示に違反したとき。

(2) 第4条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により、その承認を受けたとき。

2 前項の規定により承認を取り消されたものは、当該承認に係る活動について広告及び宣伝を行ってはならない。

(使用料)

第8条 蓬莱橋イベント広場等の使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用目的以外の用途に使用しないこと。

(2) 蓬莱橋イベント広場等に危険物を持ち込まないこと。

(3) 当該活動に係る参加者の整理及び安全確保を行い、蓬莱橋イベント広場等の周辺の歩行者及び車両の通行を妨げないよう配慮すること。

(4) 第三者とのトラブル及び事故は、使用者が責任をもって処理し、又は解決すること。

(5) 蓬莱橋イベント広場等を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならないこと。

(6) 蓬莱橋イベント広場等の使用に際し、必要に応じて消防署、警察署、保健所等へ適正な届出等を行うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、蓬莱橋イベント広場等の使用が終わったとき、又は第7条第1項の規定により使用の承認を取り消されたときは、直ちに蓬莱橋イベント広場等を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用は、市長が使用者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第11条 故意又は過失により、蓬莱橋イベント広場等の設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失したものは、直ちに市長に届け出るとともに、市長が相当と認める

損害の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月2日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

蓬莱橋イベント広場等使用承認申請書

年 月 日

島田市長

住 所 } 法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地

申請者 氏 名 } 法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名

電話番号

蓬莱橋イベント広場等を使用したいので、次のとおり申請します。

なお、蓬莱橋イベント広場等の使用に当たっては、島田市蓬莱橋イベント広場使用要領を遵守することを誓約します。

1 使用目的及び使用方法

(1) 使用目的

(2) 使用方法

2 使用期間

3 イベント等の入場料の有償・無償の別

有償（ 円（税込み） ） ・ 無償

4 担当者連絡先

(1) 担当者名

(2) 電話番号

(3) F A X

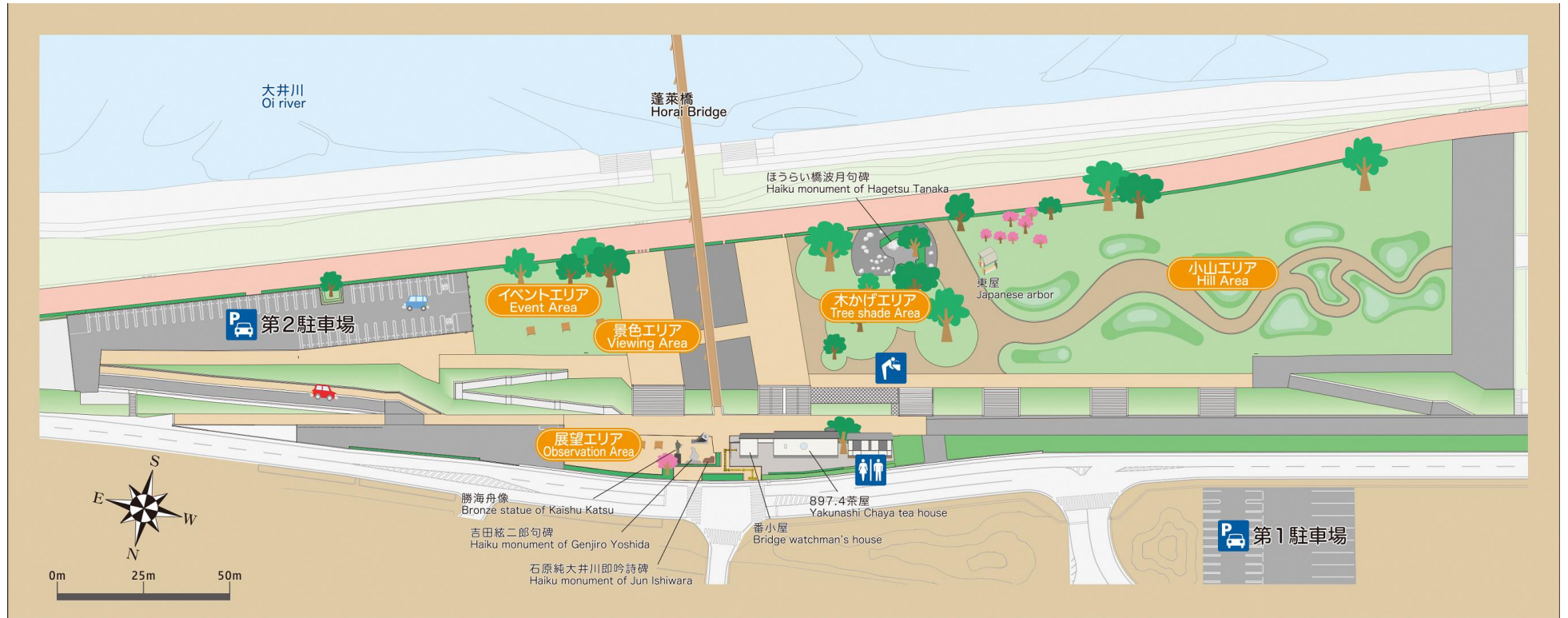
(4) メールアドレス

5 添付書類

法人その他の団体の概要と活動の内容がわかる書類

6 使用場所

使用する位置及び範囲を記入すること。



様式第2号（第3条関係）

蓬莱橋イベント広場等使用承認書

第 号
年 月 日

様

島田市長 染谷 絹代
(公印省略)

年 月 日付けで申請があった蓬莱橋イベント広場等の使用について、次のとおり承認します。

1 承認の内容

(1) 使用場所

(2) 使用目的及び使用方法

ア 使用目的

イ 使用方法

(3) 使用期間

(4) イベント等の入場料の有償・無償の別

2 承認番号

3 承認に当たっての指示事項

様式第3号（第6条関係）

蓬莱橋イベント広場等使用変更承認申請書

年 月 日

島田市長

住 所 } 法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地

申請者 氏 名 } 法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で承認（承認番号第 号）を受けた蓬莱橋イベント広場等の使用を次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容
(変更前)

(変更後)

様式第4号（第6条関係）

蓬莱橋イベント広場等使用変更承認書

第 号
年 月 日

様

島田市長 染谷 絹代
(公印省略)

年 月 日付けで申請があった蓬莱橋イベント広場等の使用の変更
について、次のとおり承認します。

承認の内容